

令和6年度

土木工事検査・監査概要



令和7年4月

鹿児島県土木部

I 令和6年度土木工事検査概要

II 令和6年度土木工事監査概要

III まとめ

I 令和6年度土木工事検査概要

令和7年4月

鹿児島県土木部

目 次

1	工事検査の目的	I-1
2	検査組織体制	I-1
3	検査の実施	I-1
4	検査の結果	I-3
4-1	施工体制	I-3
4-2	施工状況	I-3
4-2-1	施工管理	I-3
4-2-2	工程管理	I-4
4-2-3	安全対策	I-4
4-2-4	対外関係	I-4
4-3	出来形及び出来ばえ	I-4
4-3-1	出来形	I-4
4-3-2	品質	I-4
4-3-3	出来ばえ	I-5
4-4	創意工夫	I-5
4-5	その他	I-5
5	工事成績評点について	I-6

1 工事検査の目的

工事検査は、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定により、県が事業主体である工事について、県が締結した契約の適正な履行を確保し、また、県が受ける給付の完了の確認をするために実施するものである。検査の内容は、当該工事の出来高を対象として、設計図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて実施するものとし、「出来形検査」、「一部完成検査」、「中間検査」及び「完成検査」の四種類の検査を実施している。

2 検査組織体制

土木工事の検査は、土木部所管のうち住宅・建築工事を除くすべての工事及び商工労働水産部所管のうち、各地域振興局及び各支庁（以下「各地域振興局等」という。）で執行している漁港工事を対象に実施している。

このうち、本庁検査の対象となる「完成検査」、「一部完成検査」及び「中間検査」は、設計金額 2 億円以上の工事である。

これらの土木工事の検査を、工事監査監 3 名、主任工事監査員 1 名の 4 名の組織体制で行った。

3 検査の実施

工事検査は、鹿児島県工事検査規程及び鹿児島県工事検査規程運用指針に基づき実施している。

令和 6 年度の土木工事に係る県全体の検査の実施結果は、表 1 のとおりであり、完成検査は、土木部関係では 2,205 件・612 億 0 千余万円、商工労働水産部（漁港事業関係のみ）では 113 件・61 億 4 千余万円であった。

このうち、本庁で実施した検査の件数及び金額は、表 1 及び図 1 に示すとおり、完成検査が 19 件・100 億 2 千余万円、この外、中間検査は 17 件・82 億 8 千余万円であった。

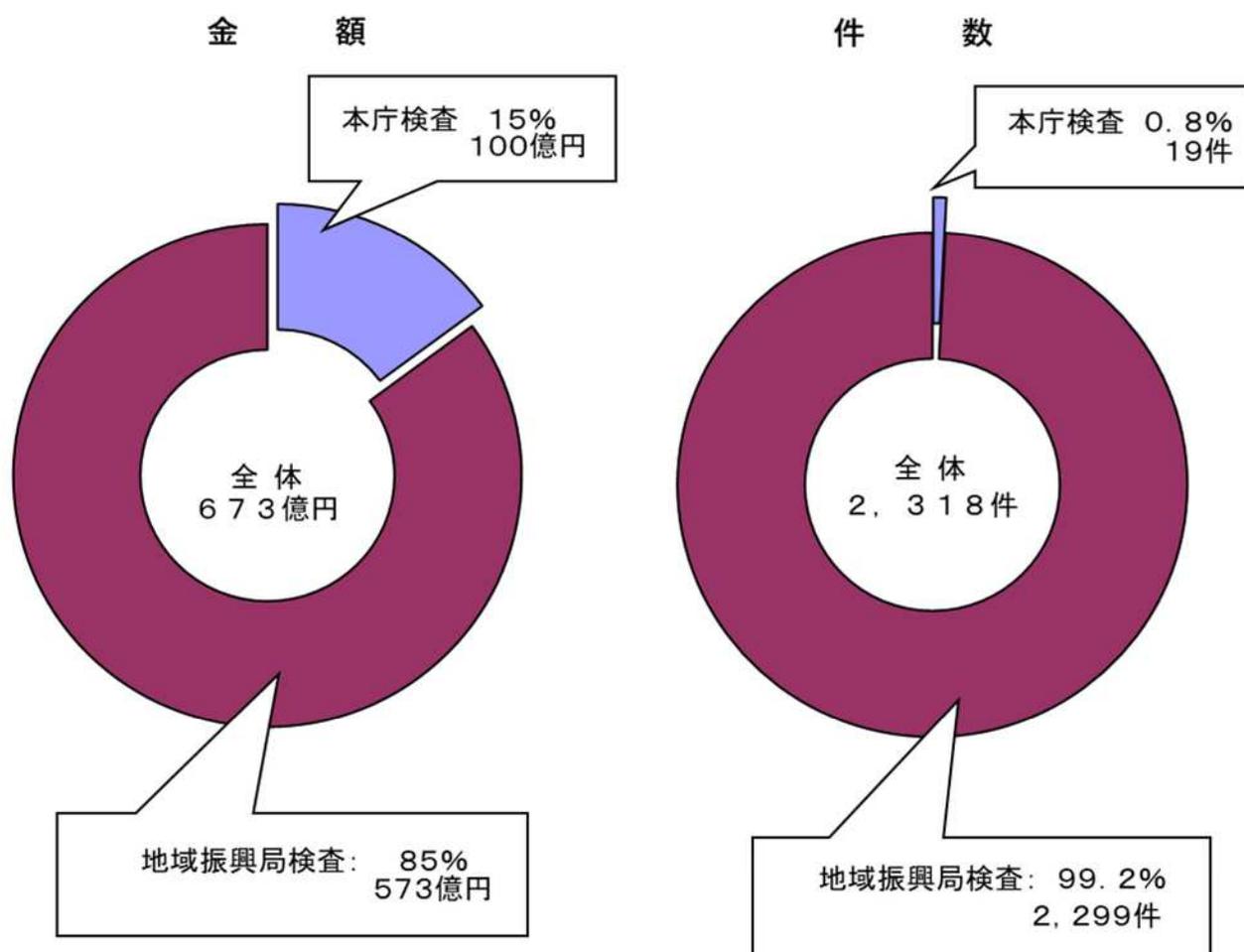
表1 土木工事検査の実施結果

(金額単位:千円)

区 分	完 成 検 査						本庁中間検査	
	本庁検査		地域振興局等検査		全 体		件数	金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
土木部	15	8,594,258	2,190	52,613,558	2,205	61,207,816	14	7,378,359
商工労働 水産部	4	1,428,599	109	4,713,953	113	6,142,552	3	910,471
合 計	19 (0.8%)	10,022,857 (14.9%)	2,299 (99.2%)	57,327,510 (85.1%)	2,318	67,350,368	17	8,288,830

※評定対象及び評定対象外の完成工事を集計した。

図1 工事完成検査実施結果



4 検査の結果

検査の対象となった工事について、契約図書に基づき「施工体制」，「施工状況」及び「出来形及び出来ばえ」などの検査を実施したところ，留意すべき事項が一部見受けられたものの，概ね適正に施工されていた。

留意すべき事項については以下のとおり。

4-1 施工体制

(1) 下請契約

- ・下請契約がある場合は，施工体制台帳及び施工体系図に工事名称・内容など必要事項を記載し，契約外の作業を行わせないこと。
- ・施工体系図の写しを監督員へ提出し，現場事務所前や道路に面した場所など，現場および公衆の見やすい場所に掲示すること。また，工事写真等で掲示状況を確認できるようにすること。

(2) リース機械等の取扱い

- ・オペレーター付きのクレーン作業，生コンポンプ車による打設等の作業は下請に該当することから，施工体制台帳を提出すること。

(3) 労災保険の対応

- ・法定外労災保険を締結し，発注者に提示すること。
- ・労災保険の契約締結は，所要の期日までに契約を完了させること。

4-2 施工状況

4-2-1 施工管理

(1) 工事着手・設計図書照査

- ・特記仕様書で工事着手期日が定められている場合はその期日を遵守し，着手日を工事打合せ簿で報告すること。
- ・設計図書の照査の報告においては，照査の具体的な項目・内容を記載すること。

(2) 施工計画書の作成

- ・設計図書(図面及び仕様書等)の内容及び現場条件を十分調査・検討し，その工事内容等に適合した記述とすること。
- ・品質管理，出来形管理については必要な項目，試験(測定)方法を具体的に記載すること。
- ・施工方法等を変更する場合は，工事着手前に変更施工計画書を提出すること。
- ・コンクリートの施工がある場合は，工程，打設方法，養生の内容・期間も具体的に記載すること。

(3) 工事材料の保管

- ・変質しやすい材料は，倉庫内も含め保管状況を写真で記録すること。

(4) 監督員による立会

- ・段階確認や監督職員による立会の手続，現場協議等の確認及び承認等の手続は時期を逸することなく，必ず事前に書面により行うこと。

(5) 下請けに対する引き取り検査

- ・下請けの作業成果(出来形，出来高，品質等)は，下請けからの完成通知後20日以内に元請けが確認・検査し，その引渡引受は書面により行うこと。

(6) 品質証明

- ・品質証明の対象工事では、品質証明員は施工計画作成段階から品質確保のための施工方法、管理方法をチェックし、工事着手からしゅん工まで各段階で施工実態の確認を行うこと。

4-2-2 工程管理

- ・工程表は現場事務所に掲示し管理するとともに、遅れが出た場合は遅滞なくフォローアップを行うこと。
- ・工程上のクリティカルパスは受発注間で共有し工程の最適化を図ること。

4-2-3 安全対策

(1) 安全教育

- ・安全訓練は現場に即した実効性ある内容とすること。

(2) 施工計画書への安全対策の記載

- ・作業実態に応じた具体策（案内看板、交通誘導、作業中止基準など）を記載すること。
- ・特に、交通規制を伴う工事、人家等に近接した工事、特殊な施工方法を用いる工事は入念に検討すること。

(3) 安全対策の実施

- ・標識設置、斜面・仮設道路の安全対策、交通量の多い箇所の誘導員配置、異常気象や津波対応、夜間工事時の管理等を確実に実施すること。
- ・熱中症リスクが高いと予測される場合は、作業環境管理、作業者の健康管理、水分及び塩分の摂取、熱への順化期間を設けるなど熱中症予防対策を行うこと。

4-2-4 対外関係

- ・地域住民や関係者との協議の結果については、記録して工事打合簿により提出すること。

4-3 出来形及び出来ばえ

4-3-1 出来形

- ・出来形管理図や管理表は、ばらつき等が判断できるよう工夫すること。
- ・工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うこと。
- ・写真管理においては、出来形や鉄筋配筋は全景及び詳細部を撮影するとともに、不可視部についても寸法確認ができるようにすること。

4-3-2 品質

- ・生コンクリートの施工にあたっては、練り混ぜ開始から打設完了までの時間管理、打設高さの管理、打継ぎ部の適切な処理、適切な養生、ならびにスペーサーの設置などを適切に行い、その内容を記録すること。
- ・河川・港湾等の工事における濁り防止については、その方法を施工計画書に記載し、施工計画書に基づき漏洩対策を実施するとともに、実施状況を記録すること。
- ・使用する資材については、設計規格を満足していることを確認し、使用すること。
（具体的には、ケーソンの中詰め材の単位体積重量、型枠の脱枠強度の確認、PCのシース内のグラウトの収縮率、高比重コンクリートの比重管理等）

- ・ケーソン注水時は、隔壁の水頭差が1 m以内になるように管理すること。
- ・補修工事の注入確認、コンクリート製品の破損対策、密度試験や盛土施工の段切りなど、各作業を確実に実施すること。

4-3-3 出来ばえ

- ・不可視部分の出来形確認は、事前に監督職員と協議し測定方法を記載した施工計画書に基づき確実に行うこと。
- ・港湾構造物等で水中となる部分（時化等により現場確認検査が出来ない場合を含む）や橋梁の鉄筋など完成時の不可視部分については、監督職員による立会検査のほか検査時に写真、ビデオ等でも的確に確認できるよう工夫すること。

4-4 創意工夫

- ・作業の効率化や品質向上のために新技術を活用する場合は、当該現場の適用条件を確認し、具体的な施工手順等について立案し、監督職員と協議を行ったうえで施工計画書に反映すること。
- ・遠隔臨場を計画する場合、使用する機器等の仕様や段階確認等の実施計画を施工計画書に記載し、遠隔臨場の実施予定について監督職員の承認を得ること。
- ・業務の効率化や意思決定の迅速化を図るため、情報共有システム（ASP方式）の活用を検討すること。

4-5 その他

- ・「工事関係書類の簡素化の手引き」を活用し、工事関係書類の作成作業の縮減に努めること。
- ・トンネル工事や大規模な橋梁工事、交通量の多い都市部での工事等、「高度な技術と厳しい条件下での施工が求められる工事」については、技術の継承が進むよう現場研修会の実施や工事記録の保存に努めること。また、地域住民や学校児童を現場見学会に招待するなどイベントを開催し、地域とのコミュニケーションを図り公共事業への理解を拡げ、認識を高めることにも協力してもらいたい。

5 工事成績評点について

本庁検査と各地域振興局等の検査を合わせた、県全体の完成検査の工事成績評点分布は図2のとおりであり、82.5点～84.9点が最も多く51%となっている。

工事成績評定点を昨年度と比較すると、平均点は表2に示すように、令和5年度の84.29点から、令和6年度は84.49点と0.20点高くなっている。

評点分布は80点～82.4点が1ポイント減少し、87.5～89.9点が1ポイント増加するなど、高得点の工事が増加している。

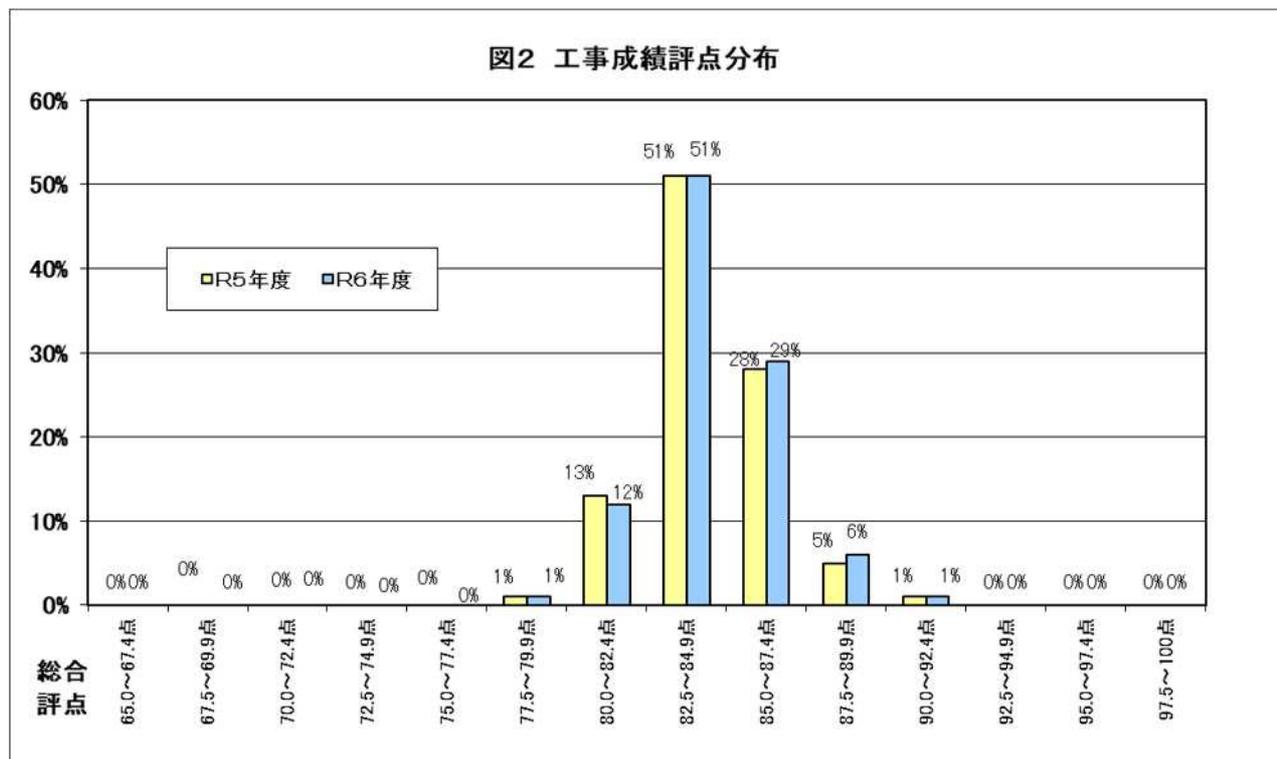


表2 発注業種別工事成績評定

発注業種	令和5年度		令和6年度	
	件数	平均点	件数	平均点
土木一式	944	84.36	889	84.47
舗装工事	497	84.44	510	84.82
とび土工	263	84.36	249	84.48
造園工事	2	83.85	3	80.97
鋼構造物	11	82.95	10	84.06
浚渫工事	9	85.11	13	86.07
さく井工事	7	83.04	10	84.71
その他	94	82.86	120	83.21
合計	1,827	84.29	1,804	84.49

※ 評定を行った完成工事のみを集計した。

※ 漁港事業を含み建築課所管工事は含まない。

Ⅱ 令和6年度土木工事監査概要

令和7年4月

鹿児島県土木部

目 次

1	工事監査の目的	II-1
2	監査対象及び組織体制	II-1
3	監査の結果	II-1
3-1	監査の実施件数	II-1
3-2	監査の重点項目	II-1
3-3	監査の結果	II-1
3-3-1	重点項目における留意事項	II-1
3-3-1-1	安全管理について	II-1
3-3-1-2	施工者との認識の共有について	II-2
3-3-1-3	品質管理について	II-2
3-3-2	書類監査における留意事項	II-3
3-3-2-1	工事手続き関係	II-3
3-3-2-2	設計・積算関係	II-3
3-3-2-3	施工関係	II-4
3-3-2-4	対外協議等関係	II-4
3-3-2-5	工事成績評価関係	II-5
3-3-3	現場調査における留意事項	II-5

1 工事監査の目的

工事監査は、鹿児島県土木部工事監査要領に基づき、工事の適正かつ円滑な執行を確保するために実施するものである。工事監査の内容は、工事の計画・設計、積算、入札・契約、施工及び供用開始手続き等について、書類審査及び現場調査を実施している。

2 監査対象及び組織体制

工事監査については、作成した工事監査計画に基づき、原則として設計金額2千万円以上の工事を対象とし、各地域振興局等の建設部各課等を対象に実施している。

これらの土木工事の監査を、工事監査監3名、主任工事監査員1名の4名の組織体制で行った。

3 監査の結果

3-1 監査の実施件数

令和6年度の監査については、工事監査要領に基づき、工事の一連の執行状況や現場での施工状況を、158件実施した。

3-2 監査の重点項目

令和6年度の工事監査の重点項目として、

- ・「安全管理」
労働災害防止に向け、関係法令遵守や十分な安全対策が行われているか。
 - ・「施工者との認識の共有」
「工事打合簿」、「変更指示」等の運用は適切に行われているか。
 - ・「品質管理」
施工計画書や設計変更の作成及び施工管理の手続きが適正か。また、品質が設計図書に基づいた、安全性、耐久性などの要求を満足するものであるか。
- の3つを選定し実施した。

3-3 監査の結果

結果は概ね適正に施行されていたが、以下の項目について留意すべき点が見受けられたので、改善の指導を行った。

3-3-1 重点項目における留意事項

3-3-1-1 安全管理について

現場の安全確保は施工者のみならず、発注者としても適切な確認・指導を行う責務がある。特に以下の点に留意すること。

(1) 実効性ある安全訓練の実施

安全教育においては、座学に加え、実地に即した内容とすることが求められる。

例えば、以下のような取り組みを推進すべきである。

- ・各作業工程に応じた危険予知（KY）訓練の実施（例：重機作業時の巻き込まれ事故防止訓練）
 - ・土石流危険渓流での避難ルート確認・避難行動のシミュレーション訓練
 - ・緊急時連絡体制の模擬訓練
- (2) 施工計画書への安全対策の具体的記載
- ・高所作業やクレーン作業では、気象条件（風速 10m/s 以上など）を明示した中止基準を設定し、記述させること。
 - ・河川・海岸工事では、増水・高潮・津波に備えた避難ルールや緊急連絡先を明記させること。
- (3) 現場での安全管理の実効性確認
- ・KY 活動については、毎日作業前にその日の作業内容に即したテーマを設定し実施しているか確認すること。
 - ・土石流警報装置等の設置箇所は、作業員の視認性と到達時間を考慮して配置し、装置の作動試験結果を記録させること。
 - ・交通誘導員の配置計画は、時間帯別・作業内容別に整理し、必要な資格保持者の配置がなされているかを点検すること。
 - ・交通規制については、請負者が警察との協議を行ったか確認すること。
 - ・雨などの影響により崩土の恐れがある場合は、作業の安全が確保されまで施工を見合わせさせること。

3-3-1-2 施工者との認識の共有について

- (1) 工事打合簿の運用
- ・工事打合簿には、表題・本文・根拠条項（「請負契約書第 18 条第 1 項 4 号」など）を明示すること。
- (2) 変更指示の明確化と事前性の確保
- ・図面の変更や追加の工種がある場合は、速やかに変更手続きを行い、遡及的な変更手続きを行わないこと。
- (3) 着工前調査の徹底
- ・契約書第 18 条（現地状況の確認）に基づき、着工前に施工箇所の現地調査（地質、地下水、既設構造物など）を行わせること。
 - ・照査で発見された事項は調査記録や確認写真を提出させ、必要に応じて施工計画書へ反映させること。
- (4) 工期の変更と工程管理
- ・工期に変更が生じる場合（雨天長期化、追加工事発生など）は、変更協議を速やかに行い、関係書類（工期変更願、工程表等）を整備すること。
 - ・変更後の工程は、クリティカルパスを明示したネットワーク工程表などを用い、進捗を定期的に確認すること。
- (5) 業務環境改善の具体策
- ・「工事関係書類の簡素化の手引き」を活用し、工事関係書類の作成作業の縮減に努めること。
 - ・CCUS システムの活用促進に努めること。
 - ・余裕期間制度を設定しない場合、その判断根拠（例：緊急災害対応工事、事業全体のスケジュール制約等）を整理し、執行伺いに添付すること。

3-3-1-3 品質管理について

- (1) 新技術や新工法の採用時の品質確保
 - ・新技術や新工法を採用する場合、品質管理や出来形管理の基準及び管理方法を事前に定めること。
- (2) 品質証明対象工事
 - ・品質証明員の業務内容を精査し、品質証明員による管理計画を施工計画書に記載させるとともに、必要な資格保有を確認すること。また、完成時には品質管理証明を提出させること。
- (3) コンクリートの品質管理
 - ・コンクリートの材料や養生方法が施工条件や気象条件に適合しているか確認すること。（例えば、マスコンクリートの場合は躯体内と表面の温度差や、暑中または寒中コンクリートの場合は気温などを管理しているか等）
 - ・港湾工事においては、「レディーミクスコンクリートの品質確保について」の運用に基づき、1日当たりコンクリート使用量が100m³以上施工する工事では単位水量試験を実施して正確な配合設計書を確認させること。

3-3-2 書類監査における留意事項

3-3-2-1 工事手続関係

- (1) 施工条件の明示
 - ・現場で留意すべき事項がある場合は設計図書に明記すること。（例：湧水が予想される切土工事では、「湧水が多く法面崩壊が生じる恐れがある場合は、湧水処理を行うこと」と特記仕様書に記載するなど）
 - ・施工計画書には水替工の対応内容（ポンプ台数、排水先等）を記載させること。
- (2) 標準工期の確保
 - ・年度内工期が困難な工事（例：橋梁下部工＋上部工一括発注など）は、当初から繰越を想定した予算・手続をおこなうこと。
 - ・特記仕様書には「〇年度完成予定、繰越を予定」などの文言を明記すること。
- (3) 準備期間の設定
 - ・土木工事標準積算基準書に従い、工種ごとに準備期間を設定すること。
 - ・このほか、工事規模や地域の状況に応じて必要日数を加算して設定すること。
- (4) 下請契約の適正化
 - ・地元建設業者活用状況を「施工体制台帳」により確認すること。
 - ・施工体制台帳との整合を現場パトロール時に点検すること。
 - ・施工体制点検対象工事は確実に点検を実施すること。
- (5) 県産資材の優先使用
 - ・使用困難な場合は、具体理由（納期、品質、価格等）を記載した「不使用報告書」の提出を求めること。

3-3-2-2 設計・積算関係

- (1) 計画・設計内容の精査・把握
 - ・工事着手前の各段階において、工法の選定理由（工法比較）と設計条件（地盤条件等）、施工条件、使用材料の品質（盛土材、コンクリート等）を十分に把握しておくこと。
 - ・発注時に所要の閲覧期間が確保されていない工事が見受けられる。緊急を要するなど、やむを得ないものを除き、安易に短縮しないよう留意すること。

- ・コンクリート構造物の補修における工法や材料等の採用理由を明確に整理しておくこと。
 - ・河川護岸の根入れ深さの根拠を明確にすること。
 - ・架空線に近接する作業等を行う場合，令和5年3月27日付「架空線への防護措置に関する費用の積算について（通知）」に基づき費用を計上すること。
 - ・県単事業で実施したものの中に，災害復旧事業で採択可能と思われる工事があった。実施事業種別の選択が適切なものとなるよう務めること。
- (2) 特記仕様書
- ・特記仕様書は，必要な項目を過不足無く記載すること。
 - ・明らかに事前に把握することが可能な現場条件（支障物件等）については，条件明示の上，工事発注を行うこと。
- (3) 単価設定の妥当性の確認
- ・県の単価表に記載されていない製品の見積りを依頼する場合は，3者以上から徴収するとともに，見積り依頼の起案，決裁を行い，設計書に原本又はコピーを添付すること。

3-3-2-3 施工関係

- (1) 文書による事務手続の適正化
- ・工事着手日を確認すること。
 - ・協議事項を承諾する場合には，変更契約の対象の有無を明示すること。
 - ・新たな工種を追加する場合などは，速やかに書面で変更指示すること。
 - ・変更指示等の押印の省略に係る運用について（通知）（令和5年4月19日付技術管理室）に基づいて適切に対応すること。
 - ・上記を含め，必要な打合せ簿が不足している工事が見られる。打合せ簿の適切な処理をおこなうこと。
 - ・道路工事において，道路区域の変更が必要な場合は，工事完了に併せて確実に実施すること。
 - ・工区毎に土対法提出有無を確認すること。
 - ・発生土の処分先は確実に確認すること。（他工区へ流用する場合も写真管理等は適切に実施すること。）
- (2) 施工計画の適正化
- ・施工計画時の工程表は，実態に即した工程と認識し，日数根拠を基に，実態に即した工程表を作成するよう指導すること。
 - ・施工計画書の工程管理において，工期フォローアップの実施時期を明記させること。
 - ・施工計画書における，現場への搬入路や資機材の設置場所など，各々の現場条件を反映したものになっているか確認を行うこと。
 - ・コンクリートの実運搬時間・経路を示すこと。
 - ・コンクリートの打設・養生方法（暑中・寒中）を具体的に記載すること。
- (3) 現場環境改善費
- ・現場環境改善費は，港湾・漁港工事とその他の工事では運用が異なるため，それぞれの通知に基づき実施させること。

3-3-2-4 対外協議等関係

- (1) 発注前の確認
- ・事業の実施に必要な道路・河川等の管理者や市町村との協議が適切に行われているのか，工事発注前に確認を行うこと。

- ・電柱移転や水道管移設に伴い工事中止になる事例があるが、請負者への影響が大きく、やむを得ない場合に限定されるべきである。事前調査を徹底するとともに予想される支障物件については、工事発注前に関係管理者と協議を行い、早期移設に努めること。
- (2) 各管理者への引継ぎ
 - ・附帯工事については、事前に管理者と協議を行い、併せて管理区分を明確にした上で遅滞なく管理者へ引き継ぐこと。
- (3) 住民及び地権者との関係
 - ・境界柱の設置を確実に行うこと。
 - ・請負者が工事着手前に地元関係者に配付する資料は監督職員等が必ず確認し、内容が適切であることを確認すること。また、関係者協議の協議結果については工事打合簿により提出させること。

3-3-2-5 工事成績評定関係

- (1) 評定記録の透明性確保
 - ・工事成績評定については、各評価項目に対して具体的な根拠をもって、評定を行うこと。
- (2) 特に優れた取組の評価
 - ・評定において加点対象となる「創意工夫」「地域貢献」等は、実施内容（例：独自の施工改善，安全活動，地域清掃活動等）と効果を評価すること。

3-3-3 現場調査における留意事項

- (1) 工事現場における現場環境改善について
 - ・現場環境改善の実施は、その目的を逸することなく、施工計画書等に基づき実施すること。
- (2) 工事現場の安全管理
 - ・交通量の多い箇所のダンプ運搬に伴う交通事故対策，一般住民への配慮等，安全管理に努めること。
 - ・現道の舗装工事において段差ができる場合は，十分な摺り付けを行うこと。また，歩道との段差にも留意すること。
- (3) 工程管理の徹底
 - ・現場事務所に工程表を掲示し管理するとともに，遅れが出た場合は遅滞なくフォローアップを行うこと。
- (4) 第三者災害防止の徹底
 - ・工事現場では特に第三者事故の防止対策として，立ち入り禁止の表示や柵の設置，また交通事故の防止などに留意すること。
 - ・工事中の車両，歩行者の安全確保には万全を期すこと。特に，転落防止柵やガードレールの設置は，必要な範囲に堅固に施工されているか，夜間工事における昼間解放時の注意看板・段差処理の管理等，現場で確認すること。
- (5) 工事現場の保全
 - ・工事用道路の雨水処理は，現場条件に合わせて対策を検討すること。
 - ・流末等が未施工の暫定施工箇所においては，雨水等により洗掘，浸食を防止する措置が必要である。
 - ・現場の保全については，請負者にその責任があることを共通認識としたうえで，保全にあたり別途対応が必要な場合は受発注者間で協議を行うこと。

Ⅲ まとめ

公共工事の発注者には、社会資本に対する県民からの様々なニーズを的確に受け止め、良質な社会資本整備を推進するために、工事の監督・検査・評価を適正に実施することが強く求められており、公共事業に携わる職員には、多くの課題に対応するための資質の向上や柔軟かつ迅速な対応等が求められている。

一方、受注者には、関係法令や契約図書等の内容を的確に把握し、品質確保のために工事の効率性、安全性、環境への配慮など公共工事の施工者としての社会的使命を自覚し、契約書に基づき自らの責任で工事目的物を施工する意識と技術力を活用した品質管理のための現場運営が求められている。

工事目的物の品質向上及び施工に携わる者の技術力向上を図るうえで、工事成績評定制度は重要な役割を果たしており、その評定点は総合評価制度や経営審査の一部として活用され、本制度の重要性は一層高まっている。こうした状況の中、工事成績評点については、平成26年度に平均点が80点を超え、令和6年度時点では84点に達しており、これも工事に携わる皆様のたゆまぬ努力の結果と考えている。

また、国においては、インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に「担い手3法」を改正している。今後は法の趣旨を踏まえ、これまで以上に発注者と受注者が緊密に連動・協働して、業務遂行に努めることが重要である。

本報告は、令和6年度に実施した鹿児島県土木部の土木工事について、工事検査の結果の概要をとりまとめたものである。関係者の皆様に、工事検査の現状等について、理解を深めていただき、今後の業務に活かしていただければ幸いである。